

指名停止措置

株式会社かんでんエンジニアリングは、必要な実務経験を満たさず、不正に資格を取得した者を、営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場の主任技術者等として配置していたとして、近畿地方整備局より営業停止処分を受けたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1第3項第7号に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	株式会社かんでん エンジニアリング	代表取締役 大久保 昌利	大阪府大阪市北区 中之島6-2-27	令和7年2月26日から令和7年5月18日まで